

市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(条例第7条の4第1項に規定する休職月等) 第4条の4 条例第7条の4第1項に規定する管理者が規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 (1)・(2) (略) (3) 高齢者部分休業のあつた休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えて高齢者部分休業により勤務しなかつた時間の合計を<u>232.5時間</u>ごとに1月に換算した月数(当該換算した月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等 (4) (略) (高齢者部分休業時間の月数への換算) 第4条の8 条例第8条第4項に規定する高齢者部分休業の期間について規則で定める月数とは、退職した者が在職期間中に高齢者部分休業により勤務しなかつた時間の合計を<u>232.5時間</u>ごとに1月に換算した月数(当該換算した月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)とする。 (就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続) 第6条の6 受給資格者又は条例第11条第15項に規定する者は、同条第	(条例第7条の4第1項に規定する休職月等) 第4条の4 条例第7条の4第1項に規定する管理者が規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 (1)・(2) (略) (3) 高齢者部分休業のあつた休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えて高齢者部分休業により勤務しなかつた時間の合計を<u>240時間</u>ごとに1月に換算した月数(当該換算した月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等 (4) (略) (高齢者部分休業時間の月数への換算) 第4条の8 条例第8条第4項に規定する高齢者部分休業の期間について規則で定める月数とは、退職した者が在職期間中に高齢者部分休業により勤務しなかつた時間の合計を<u>240時間</u>ごとに1月に換算した月数(当該換算した月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)とする。 (就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続) 第6条の6 受給資格者又は条例第11条第15項に規定する者は、同条第

新	旧
1 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第 4 号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号</u> に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則第 8 3 条の 4 に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する<u>退職手当支給申請書（第 2 2 号様式）</u>に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 2 様式）に、同項第 2 号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 3 様式）に、条例第 1 1 条第 1 1 項第 5 号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 4 様式）に、同項第 6 号の規定による退職手当のうち雇用保険法第 5 9 条第 1 項第 1 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 5 様式）に、同項第 2 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 6 様式）に、同項第 3 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 7 様式）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は	1 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第 4 号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（第 2 1 号様式）に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則第 8 3 条の 4 に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する<u>退職手当支給申請書（第 2 2 号様式）</u>に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 2 様式）に、同項第 2 号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 3 様式）に、条例第 1 1 条第 1 1 項第 5 号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 4 様式）に、同項第 6 号の規定による退職手当のうち雇用保険法第 5 9 条第 1 項第 1 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 5 様式）に、同項第 2 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 6 様式）に、同項第 3 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（第 2 2 号の 7 様式）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は

新	旧
特例受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 2 （略）	特例受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 2 （略）

新

第 2 1 号様式 削除

旧

第 21 号様式（第 6 条の 6 関係）（表面）

就業手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名		住所	〒		(電話)	)
-------	----	--	----	---	--	------	---

2 就職先の事業所 (下記 3 ①の場合のみ記載)	名 称		事業所番号	
	所 在 地	〒		(電話)

3 職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意書きをよくお読みください。)	① 一の雇用契約の期間が 7 日以上である場合			
	イ 一週間の所定労働時間		ロ 雇用年月日	
	時間 分		年 月 日	
	ハ 雇用期間	(イ) 定めなし	年 月 日まで	
		(ロ) 定めあり	(年 カ月)	
	ニ 支給対象期間中の就業日数 合計 日			
	② ①以外の就業			
	イ 就業先の事業所等	ロ 就業期間	ハ 就業日数	ニ 就業内容
	(電話))		日	
	(電話))		日	

上記 2 及び 3 ①の記載事実に誤りのないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名

印

(法人のときは名称及び代表者氏名)

4 上記 2 及び 3 の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か	イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない
5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があったか否か	イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の 1 ヶ月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けてない
職業紹介事業者 の名称	(電話))

市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 6 条の 6 第 1 項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名（自署）

福島県市町村総合事務組合管理者 殿

次回申請日	支給金額	円	備考
月 日まで	支給決定年月日	年 月 日	

新	旧
	第 21 号様式（第 6 条の 6 関係）（裏面） 注 意 事 項 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当等）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当に相当する退職手当等））に失業認定書と一緒に受給資格者証を添えて提出すること。 ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によつて申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。 （注） 就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、失業認定申告書裏面注意書き 4 に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業（※）以外に就業した場合をいう。 （※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1 年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により受給資格者が自立することができる）と公共職業安定所長が認めたものに限る。」を開始したこと）をいう。） この就業手当に相当する退職手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口に関い合わせること。 2 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。 3 2 の「就職先の事業所」欄には、3 の①の「一の雇用契約の期間が 7 日以上である場合」（注）に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。 （注） 「一の雇用契約の期間が 7 日以上である場合」とは、上記 1 の注意書きに掲げた就業であつて、7 日以上期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。 4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であつて、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2 及び 3 の①欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。 5 3 の②欄には、3 の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。 「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。 「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「5 月 1 2 日から 5 月 1 5 日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5 / 1 2 ～ 5 / 1 5」と記入。「5 月 1 日、5 月 4 日、5 月 1 0 日」の日ごとに就業した場合は、「5 / 1、5 / 4、5 / 1 0」と記入。）。 「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。 「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。 6 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。 7 4 及び 5 欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。 この場合、4 欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が 5 0 % を超えるもの）である他の事業主のことをいう。 この「関連事業主」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口に関い合わせること。 8 6 欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の 1 カ月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。 なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。 9 ※印欄には、記載しないこと。

新

第 22 号様式（第 6 条の 6 関係）（表面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

① 申請者	氏名		住所	〒		（電話）
-------	----	--	----	---	--	------

② 就職先の事業所（開始した事業）	名 称		事業所番号	
	所 在 地	（電話）		
	事業の種類			

③ 雇入年月日（事業開始年月日）	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日
------------------	-------	-----------	-------

⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分
-------	--	--------------	------

⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし	年 月 日まで
			ロ 定めあり	（ 年 ヵ月）
			契約更新条項（イ 有 ロ 無） 1年を超えて雇用する見込み（イ 有 ロ 無）	

⑨ 上記の記載事実と異ならないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 （法人のときは名称及び代表者氏名）
--

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 6 条の 6 第 1 項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名（自署）

福島県市町村総合事務組合管理者 殿

※ 処 理 欄	所 定 給 付 日 数		日	備 考
	支 給 残 日 数		日	
	支 給 金 額		円	
	支給決定年月日	年 月 日		

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

旧

第 22 号様式（第 6 条の 6 関係）（表面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒		（電話）
-------	----	--	----	---	--	------

② 就職先の事業所（開始した事業）	名 称		事業所番号	
	所 在 地	（電話）		
	事業の種類			

③ 雇入年月日（事業開始年月日）	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日
------------------	-------	-----------	-------

⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分
-------	--	--------------	------

⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし	年 月 日まで
			ロ 定めあり	（ 年 ヵ月）
			契約更新条項（イ 有 ロ 無） 1年を超えて雇用する見込み（イ 有 ロ 無）	

⑨ 上記の記載事実と異ならないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 （法人のときは名称及び代表者氏名）
--

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 6 条の 6 第 1 項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名（自署）

福島県市町村総合事務組合管理者 殿

※ 処 理 欄	所 定 給 付 日 数		日	備 考
	支 給 残 日 数		日	
	支 給 金 額		円	
	支給決定年月日	年 月 日		

新	旧
第 22 号様式（第 6 条の 6 関係）（裏面） 注 意 事 項 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して 1 箇月以内に管理者に提出すること。 2 この申請書には、受給資格証を添えること。 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び 1 年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。 6 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。 7 事業主は、④欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。 9 ※印欄には、記載しないこと。	第 22 号様式（第 6 条の 6 関係）（裏面） 注 意 事 項 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して 1 箇月以内に管理者に提出すること。 2 この申請書には、受給資格証を添えること。 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び 1 年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。 6 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。 7 事業主は、④欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。 9 ※印欄には、記載しないこと。

新

第22号の2様式（第6条の6関係）（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

1.氏名				2.支給番号	
3.住所	〒				
4.就職先の事業所	名 称			事業所番号	— —
	所在地	〒 (電話番号)			
5.一週間の所定労働時間	時間	分	6.求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万	千円
7.雇用期間中の賃金支払状況					
①賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③賃金額			④備考
		①の基礎日数	②の基礎日数	計	
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
就職年月日 ～ 月 日					
8. 上記の記載事実に関りがないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)					
9. 市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第6条の6第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県市町村総合事務組合管理者 殿 申請者氏名（自署）					
備考					

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する必要があります。

旧

第22号の2様式（第6条の6関係）（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1.氏名				2.支給番号	
3.住所	〒				
4.就職先の事業所	名 称			事業所番号	— —
	所在地	〒 (電話番号)			
5.一週間の所定労働時間	時間	分	6.求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万	千円
7.雇用期間中の賃金支払状況					
①賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③賃金額			④備考
		①の基礎日数	②の基礎日数	計	
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
就職年月日 ～ 月 日					
8. 上記の記載事実に関りがないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)					
9. 市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第6条の6第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県市町村総合事務組合管理者 殿 申請者氏名（自署）					
備考					

新

第22号の2様式（第6条の6関係）（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6カ月に至った日の翌日から起算して2カ月以内に管理者に提出すること。
- 2 この申請には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後就業促進手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - （1）申請者の記載事項
 - 9欄の申請者氏名については、署名により記載すること。
 - （2）事業主の記載事項
 - ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6カ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

旧

第22号の2様式（第6条の6関係）（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6カ月に至った日の翌日から起算して2カ月以内に管理者に提出すること。
- 2 この申請には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後就業促進手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - （1）申請者の記載事項
 - 9欄の申請者氏名については、署名により記載すること。
 - （2）事業主の記載事項
 - ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6カ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

新

第22号の3様式（第6条の6関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-------	----	--	----	---	------

② 就職先の事業所	名 称		事業所番号	
	所 在 地	(電話)		
	事業の種類			

③ 雇入年月日	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日
---------	-------	-----------	-------

⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分
-------	--	--------------	------

⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで
			ロ 定めあり (年 ヲ月)
契約更新条項 (イ 有 ロ 無)			
1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)			

⑨ 上記の記載事実と異なることを証明する。
年 月 日
事業主氏名
(法人のときは名称及び代表者氏名)

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第6条の6第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。	
年 月 日	申請者氏名 (自署)
福島県市町村総合事務組合管理者 殿	

備 考	
-----	--

※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年 月 日
------	------	---	---------	-------

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

旧

第22号の3様式（第6条の6関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-------	----	--	----	---	------

② 就職先の事業所	名 称		事業所番号	
	所 在 地	(電話)		
	事業の種類			

③ 雇入年月日	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日
---------	-------	-----------	-------

⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分
-------	--	--------------	------

⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで
			ロ 定めあり (年 ヲ月)
契約更新条項 (イ 有 ロ 無)			
1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)			

⑨ 上記の記載事実と異なることを証明する。
年 月 日
事業主氏名
(法人のときは名称及び代表者氏名)

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第6条の6第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。	
年 月 日	申請者氏名 (自署)
福島県市町村総合事務組合管理者 殿	

備 考	
-----	--

※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年 月 日
------	------	---	---------	-------

新

第 22 号の 3 様式（第 6 条の 6 関係）（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して 1 箇月以内に、管理者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えること。
- 3 ⑤欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び 1 年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

旧

第 22 号の 3 様式（第 6 条の 6 関係）（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して 1 箇月以内に、管理者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えること。
- 3 ⑤欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び 1 年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

1月1日現在住所		納税地		退職所得控除額	
退職の区分		課税対象額		所得税	
共済組合預金		(その他の控除)		市町村民税	
				県民税	
				控除額合計	
				差引支給額 (D-E)	

新

第 26 号様式（第 10 条の 3 第 1 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として（被告を代表する者は (4)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

（採用年月日） 年 月 日

（勤続期間）

年 月

（退職年月日） 年 月 日

旧

第 26 号様式（第 10 条の 3 第 1 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として（被告を代表する者は (4)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

（採用年月日） 年 月 日

（勤続期間）

年 月

（退職年月日） 年 月 日

新

第 26 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

旧

第 26 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

新

第 27 号様式（第 10 条の 3 第 2 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として (被告を代表する者は (4)) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日)	年 月 日	

旧

第 27 号様式（第 10 条の 3 第 2 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として (被告を代表する者は (4)) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日)	年 月 日	

新

第 27 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

旧

第 27 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

新

第 28 号様式（第 10 条の 3 第 3 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止めする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として（被告を代表する者は (4)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

旧

第 28 号様式（第 10 条の 3 第 3 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止めする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として（被告を代表する者は (4)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

新

第 28 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号給) 円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

旧

第 28 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号給) 円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

新	旧
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 第4条の4及び第4条の8の改正規定 公布の日</u> <u>(2) 第6条の6、第21号様式、第22号様式、第22号の2様式及び第22号の3様式の改正規定 令和7年4月1日</u> <u>(3) 第23号様式の改正規定 令和7年3月1日</u> <u>(4) 前3号に掲げる規定以外の規定 令和7年6月1日</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第22号様式、第22号の2様式又は第22号の3様式による申請書は、改正後の第22号様式、第22号の2様式又は第22号の3様式による申請書とみなす。</u> <u>3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則第26号様式、第27号様式又は第28号様式による処分書は、改正後の第26号様式、第27号様式又は第28号様式による処分書とみなす。</u> <u>4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。</u>	

